上田市「地産地消推進の店」認定事業 実施要領

(目的)

第1条 上田地域産品を積極的に使用して地域の農林畜水産業を支援し、かつ安全安心な食を提供しようとする事業者を、上田地産地消推進会議(以下、「推進会議」という。)が上田市「地産地消推進の店」として認定することにより、地産地消の推進を図るとともに、上田地域産品の生産・消費拡大と観光振興を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
- (1)上田地域 上田市、東御市、長和町、青木村、坂城町の5市町村をいう。
- (2)上田地域産品 上田地域で生産された農林産物及び飼育された畜産物、並びに水揚げされた水産物及びそれらを使用した加工品をいう。
- (3)事業者 飲食店、小売店・量販店、食品加工事業所、旅館・ホテル等、料理や食品を提供する事業者をいう。

(認定基準)

第3条 認定の基準は、別表第1のとおり定める。

(認定申請)

- 第4条 認定を受けようとする事業者は、別表第2に定める区分に応じて、上田市「地産地消推 進の店」認定申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、推進会議会長(以下「会長」とい う。)に提出するものとする。なお、複数の区分に該当しうる場合は、認定を希望する複数区分 について申請してよいこととする。
- 2 認定申請は店舗毎に行うこととする。ただし、申請者は店舗代表者ではなく事業所代表者で あってもよい。

(認定審査)

- 第5条 会長は、前条の申請を受理したときは、ブランド部会において予備審査を行った上、 推進会議を開催し、認定審査を行うものとする。
- 2 審査は原則として年 2 回行うものとし、6 月 30 日までに受付けたものを前期分とし、12 月 28 日までに受付けたものを後期分として、それぞれ締切後 1 か月以内に一括して審査するものとする。

(認定)

- 第6条 会長は、第3条に定める認定基準を満たすものと認めたときは、当該事業者を上田市「地産地消推進の店」(以下、「認定店」という。)として認定するものとする。
- 2 前項の認定にあたっては、上田市長と会長の連名とする。

(認定証等の貸与及び広報)

- 第7条 会長は、認定店に対して認定証及び認定看板並びにのぼり旗等の宣伝用物品(以下「認定証等」という。)を貸与するものとする。
- 2 認定店は、認定時に負担金として、2,000円を推進会議に納入するものとする。
- 3 認定店は、店内又は店頭のよく見える場所に認定証等を掲示し、上田地域産品を積極的に広告、宣伝するものとする。
- 4 会長は、認定店をホームページや広報等のメディアにより紹介するものとする。
- 5 認定店は、自らのホームページや宣伝チラシ、のぼり旗などの認定店を宣伝広告する手段に おいて、「上田市『地産地消推進の店』認定店」である旨を謳うことができる。
- 6 認定看板の滅失等により再貸与を要する場合は、滅失等が不可抗力によるものである場合は無償とし、それ以外の場合は有償(8,500円)とする。

(認定店の努力義務)

- 第8条 認定店は、上田地域産品の使用量又は取扱量を増やすよう努めなくてはならない。
- 2 認定店は、他店の手本となるよう地産地消の推進に努めるとともに、上田市及び上田地産地消推進会議からの要請に対して、協力するよう努めなくてはならない。

(認定の有効期間)

第9条 認定の有効期間は、認定した日から上田地域産品の使用を取り止めるまでの間とする。

(認定内容の変更)

- 第 10 条 事業所名の変更や店舗の移転、認定登録商品の変更をする場合は、認定内容変更届(様式第 3 号)を会長に提出し、承認を得なければならない。
- 2 前項の他、認定基準に抵触しない範囲内の認定登録内容の変更は、必要に応じて随時行うことができる。

(認定の取下げ)

- 第 11 条 認定店は、廃業等によりその営業を終了したとき又は上田地域産品の使用を取り止めたときは、速やかに上田市「地産地消推進の店」認定取下届(様式第 4 号)を会長に提出するとともに認定証等を返却するものとする。
- 2 前項のほか、認定店は自己都合により認定の取下げを申し出ることができる。この場合、前項の規定を準用する。

(調査)

- 第 12 条 会長は、必要に応じて、認定店に対し、関係資料の提出を求め、調査することができる。
- 2 認定店は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

(認定の取消し)

- 第 13 条 会長は、認定店が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、上田市「地産地消推 進の店」認定取消通知書(様式第 5 号)により通知し、認定を取り消すことができる。
- (1) 営業を終了したときであって、認定店から第11条の規定による届出がなかったとき。
- (2)認定基準を満たさなくなったとき。
- (3) 虚偽の申請により認定を受けたことが明らかになったとき。
- (4)消費者の信頼又は上田地域産品のイメージを著しく失墜させたとき。
- (5)法令違反又は公序良俗違反行為を行ったことが明らかになったとき。
- (6)前各号に掲げるもののほか、会長が不適当と認めたとき。
- 2 前条に該当するおそれがある場合は、推進会議を開催し審査を行う。
- 3 会長は、認定店が第1項の取消事由に該当するおそれがあると認められるときは、前項の規定による認定を取り消すか否かの判断を下すまでの間、当該店舗に対し、認定証及び認定看板の掲示を自粛することを要請することができる。また、上田市ホームページの当該店舗情報を一時的に掲載中止とすることができる。
- 4 前項の措置は、推進会議において認定の取消しを行わない旨の判断がなされた場合には、撤回することとする。

(認定証等の返却)

- 第 14 条 認定店は、前条の規定により認定を取り消されたときは、速やかに認定証等を返却しなければならない。
- 2 認定看板を滅失等により返却できない場合または汚損状態で返却する場合は、認定店は推進 会議に対し看板代として 8,500 円を納めなければならない。ただし、滅失や汚損等が不可抗力 による場合はこの限りではない。
- 3 前項の規定は、第11条の規定により認定証等を返却する場合に準用する。

(推進会議の賠償責任)

第 15 条 認定店において発生した食中毒、異物混入、食物アレルギーその他の事故により消費者 に損害が生じた場合について、推進会議はその賠償の責任を負わない。

(補則)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

- この要領は、平成21年2月17日から施行する。
- この要領は、平成21年8月27日から施行する。
- この要領は、平成22年2月22日から施行する。
- この要領は、平成24年7月27日から施行する。
- この要領は、平成25年5月21日から施行する。

別表第1(第3条関係)

区分	要件		
全区分	次の各号の要件をすべて満たすこと。		
共通事項	(1) 食品衛生法等、関係法令を遵守していること。		
	(2) 認定の内容をホームページや広報等のメディアにより紹介されること		
	を承諾すること。		
	(3) 地域の農林畜水産業の支援や安全安心な食の提供、地域経済の活性化、		
	地域の魅力発信などを目的とした地産地消を推進しようという想いが		
	あること。		
	(4) 上田市又は上田地産地消推進会議の地産地消推進施策について可能な		
	限り協力できること。		
	(5) 上田市内に店舗があること。ただし、長野県旅館ホテル組合会上小支部		
	長、又は上田青果商組合長が推薦する場合はこの限りではない。		
旅館・ホテル	申請者が長野県旅館ホテル組合会上小支部の会員にあっては、上小支部長が		
	推薦する者であること。ただし、申請者が長野県旅館ホテル組合会上小支部		
	の会員でない場合には、上小支部が設ける基準に準じた取組を行っている者		
	であること。		
飲食店	次の各号の要件をすべて満たすこと。		
	(1) 以下のア及びイのいずれかに該当する料理を通年又は旬の時期に主食		
	を含めて2品以上提供していること。なお、ここでいう料理とは、メニ		
	ュー表やお品書きに表示されている個々の調理された食べ物をいい、表		
	示上の名称が異なる限り1品として数えることとする。また、主食とは、		
	専門店においては専門とする分野の料理をいい、専門店以外においては		
	飲料及び菓子類を除く料理をいう。		
	ア 料理名に上田地域産品の名(食材名又は調味料名及びその通称)が明		
	示されている料理。		
	イ 料理の原材料(食材及び調味料)全体に占める上田地域産品の割合が		
	5割以上である料理。なお、この場合の5割とは重量、熱量、品目、 全額などいずれの質出が、スズキといったとし、1番類の原材料で5		
	金額などいずれの算出ベースでもよいこととし、1種類の原材料で5		
	割以上を占めていることまでは要しない。 (2) 料理に使われている上田地域産品名とそれが上田地域産品であること		
	(2) 料理に使われている工品地域産品もとてれが工品地域産品であること		
	PRしていること。		
 小売店・量販店	申請者が上田青果商組合の会員にあっては、上田青果商組合長が推薦する者		
	であること。ただし、申請者が上田青果商組合の会員でない場合には、上田		
	青果商組合が設ける基準に準じた取組を行っている者であること。		
食品加工事業所	次の各号のいずれかに該当する商品を取り扱っていること。		
	(1) 食品表示ラベルの原材料欄の一番目に挙げられる原材料が上田地域産		
	品である商品。		
	(2) 食品表示ラベルの原材料欄の一番目に挙げられる原材料が上田地域産		
	品でないものであって、その商品の原材料の総重量に占める上田地域産		
	品の重量割合が6割以上である商品。		

別表第2(第4条関係)

申請者区分	認定区分	定義
旅館・ホテル	旅館・ホテル部門	宿泊と食事を一般公衆に提供する営利的な事業所
		のうち、短期的な宿泊を提供し、宿泊に付随して
		食事を提供するものいう。
		なお、宿泊客でなくても飲食できる施設がある場
		合は、その施設を別途飲食店として申請すること
		ができる。
飲食店	飲食店部門	以下に該当する事業所をいう。
		ア 主として客の注文に応じ調理した飲食料
		品、その他の食料品又は飲料をその場所で
		飲食させる事業所(一般的な飲食店)
		イ 客の注文に応じ調理した飲食料品をその場
		所で販売する事業所(持ち帰り専門店)
		ウ 客の注文に応じ調理した飲食料品を客の求
		める場所に届ける事業所(仕出しやデリバ
		リー、給食)
		客の求める場所において、調理した飲食料品を提
		供する事業所(いわゆるケータリングサービス、
		出張調理サービス)は含まない。
		なお、ここでいう調理とは、形状・性質を変える
		加熱、切断、調整(成型・味付)をいい、単に再
		加熱するだけのものは含まない。
		また、調理済み食品や作り置きのものを販売する
		ものは食品加工事業所とする。
小売店・量販店	小売・量販店部門	個人用又は家庭用消費のために商品を販売する事
		業所をいう。ただし、以下の業態は含まない。
		ア 製造した食品をその場で個人又は家庭用消
		費者に販売するもの(いわゆる製造小売業)
		イ 店舗周辺の農家や農業協同組合などが地元
		農産物の販売を主な目的として設置した店舗
		で行う小売業(産業分類にないが、いわゆる
		直売所)
食品加工事業所	食品加工事業所部門	食品の製造加工又は調理をして個人又は家庭用消
		費者に販売する事業者をいう。卸売を専門とする
		事業者は含まない。

参考:統計局ホームページ 日本標準産業分類(平成19年11月改訂版)